

I 調査の概要

この概要（速報）は、平成22年度に実施された学校保健統計調査（基幹統計：統計法第2条）の文部科学省の集計結果に基づき本県の児童、生徒及び幼児の体格及び疾病・異常被患率について取りまとめたものである。

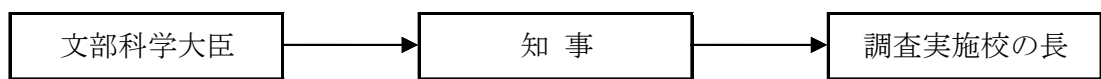
1 調査の目的

この調査は、児童、生徒及び幼児の発育及び健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の方法

(1) 調査は、学校保健安全法に基づき、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に各学校で実施された健康診断の結果により行う。

(2) 調査系統は、次のとおりである。



3 調査の範囲・対象

調査の範囲は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校とする。対象は、満5歳から17歳（平成22年4月1日現在）までの児童、生徒及び幼児の一部である。

区 分	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	計
学校総数	455 校	226 校	104 校	301 校	1,086 校
うち対象学校数	60 校	40 校	30 校	36 校	166 校
児童・生徒・幼児総数	128,901 人	65,932 人	63,894 人	32,024 人	290,751 人
うち発育状態調査対象者数 (全児童・生徒・幼児に対する割合)	5,625 人 (4.4%)	4,758 人 (7.2%)	2,627 人 (4.1%)	1,234 人 (3.9%)	14,244 人 (4.9%)
うち健康状態調査対象者数 (全児童・生徒・幼児に対する割合)	29,001 人 (22.5%)	16,279 人 (24.7%)	22,539 人 (35.3%)	2,582 人 (8.1%)	70,401 人 (24.2%)

※学校総数、児童、生徒、幼児（5歳在園児のみ）総数は、平成22年度学校基本調査（速報）による。

※中等教育学校とは、中学校・高等学校を区分せず一つの学校として、6年間一体的に教育を行う学校機関である。この調査では、前期課程（3年）が中学校、後期課程（3年）が高等学校へ分類される。

4 調査の時期

学校保健安全法による健康診断の時期（平成22年4月から6月）

5 調査事項

- (1) 児童、生徒及び幼児の発育状態（身長、体重及び座高）
- (2) 児童、生徒及び幼児の健康状態（栄養状態、脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、視力、聴力、眼の疾病・異常の有無、耳鼻咽頭疾患・皮膚疾患の有無、歯・口腔の疾病・異常の有無、結核の有無、心臓の疾病・異常の有無、尿、寄生虫卵の有無、その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果）

6 その他

この結果概要は概数値であることから後日、文部科学省から公表される確定値と異なる場合がある。